

令和2年第2回御宿町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和2年5月21日（木曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
(御宿町税条例等の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度御宿町一般会計補正予算第1号)
- 日程第 5 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度御宿町一般会計補正予算第2号)
- 日程第 6 議案第4号 令和2年度御宿町一般会計補正予算第3号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 岡本光代君 | 2番 | 田中とよ子君 |
| 4番 | 土井茂夫君 | 5番 | 立野暁広君 |
| 6番 | 藤井利一君 | 7番 | 貝塚嘉軼君 |
| 8番 | 高橋金幹君 | 9番 | 伊藤博明君 |
| 10番 | 堀川賢治君 | 11番 | 北村昭彦君 |
| 12番 | 滝口一浩君 | | |

欠席議員（1名）

- 3番 市東和之君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	齊藤弥四郎君
総務課長	殿岡豊君	企画財政課長	金井亜紀子君
産業観光課長	渡邊和弥君	教育課長	吉野信次君
建設環境課長	渡辺晴久君	税務住民課長	齋藤浩君
保健福祉課長	田邊義博君	会計室長	大竹伸弘君

事務局職員出席者

事務局長	埋田禎久君	主任主事	鶴岡弓子君
------	-------	------	-------

◎開会の宣告

○議長（土井茂夫君） みなさん、おはようございます。

本日、令和2年御宿町議会第2回臨時会が招集されました。

3番、市東和之君から、会議規則第2条の規定による欠席届が提出されております。本日の出席議員は11名です。よって定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより令和2年御宿町議会第2回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。傍聴にあたっては傍聴規則に従い、静粛をお願いいたします。また携帯電話の類は、使用できませんので、電源をお切りください。

(午前9時30分)

◎町長あいさつ及び提案理由の説明

○議長（土井茂夫君） 次に石田町長より、日程に先立ちあいさつと提案理由の説明について、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 本日ここに、令和2年第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今臨時会に提案いたします案件は、専決処分の承認を求めることについて3件、令和2年度一般会計補正予算（案）の計4議案をご審議いただきますが、開会に先立ちまして議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」ですが、本案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され同年4月1日施行の改正が含まれていることから御宿町税条例等の一部を改正する条例を3月31日に専決処分したものです。

主な改正内容は、個人住民税では、ひとり親家庭への税制措置の変更に伴う規定の整備、固定資産税では、所有者不明の場合の使用者を所有者とみなす規定の拡充、わがまち特例の条例で定める割合の改廃及び新設のほか、改元に伴う規定の整備を行うものです。

議案第2号「専決処分の承認を求めることについて」は、今般の新型コロナウイルス感染症対策として、子育て世帯に対する児童手当及び児童扶養手当の上乗せ給付や、中小企業に対す

る利子補給制度の拡充、その他、役場庁舎及び町内小中学校、こども園等の公共施設や有事の際における避難所での感染予防にかかる経費について予算の専決処分を行ったものです。本予算につきましては、町民の暮らしを守るもの、町内中小企業の経営安定化、そして、新型コロナウイルスの感染予防策として特に緊急を要するもので、議会を招集する時間的余裕が無かったことから、令和2年4月30日に、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度御宿町一般会計補正予算第1号を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりその承認を求めるものです。補正額は、歳入歳出ともに919万9千円を追加し、補正後の予算総額を37億9,019万9千円とするものです。

議案第3号「専決処分の承認を求めることについて」は、令和2年4月20日に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が閣議決定され、感染拡大防止に留意しつつ簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金給付事業が実施されることとなり、4月30日にそれに伴う補正予算が可決成立されたことを受け、本町においても速やかに給付金を給付できるよう予算の専決処分を行ったものです。本予算につきましては、町民の暮らしを守るものとして特に緊急を要するもので、議会を招集する時間的余裕が無かったことから、令和2年5月7日に、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度御宿町一般会計補正予算第2号を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりその承認を求めるものです。補正額は、歳入歳出ともに7億5,111万7千円を追加し、補正後の予算総額を45億4,131万6千円とするものです。

議案第4号「令和2年度御宿町一般会計補正予算（案）第3号」ですが、今回お願いいたします補正予算は歳入歳出ともに2,196万円を追加し、補正後の予算総額を45億6,327万6千円とするものです。本補正予算の内容は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う、蔓延防止対策、並びに緊急に対応すべき地域経済対策について、国の臨時交付金を活用し、町独自の対応策を、速やかに講ずるための予算措置をお願いするものです。

ただ今、申しあげました議案の詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、何卒、慎重なるご審議をいただきご議決を賜りますようお願い申し上げます。

よろしくお願いを申し上げます。

◎会議録署名人の指名について

○議長（土井茂夫君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第126条の規定により議長より指名いたします。

10番、堀川賢治君、11番、北村昭彦君にお願いいたします。

◎会期の決定について

○議長（土井茂夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の日程は、あらかじめ配布した日程により、本日1日限りにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。よって、今臨時会の会期は、本日1日とすることに決しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第3、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（御宿町税条例等の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

齋藤税務住民課長より、議案の説明を求めます。

齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤浩君） 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（御宿町税条例等の一部を改正する条例の制定について）ご説明いたします。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が、令和2年3月31日に公布されたことに伴い、御宿町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、同日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により承認をお願いするものです。

主な内容は、個人住民税では、ひとり親家庭への税制措置の変更に伴う規定の整備、固定資産税では、所有者が不明である資産について、使用者がいる場合には、使用者を所有者とみなす規定の拡充、たばこ税では、課税免除の適用にあたって必要な手続の簡素化の規定の整備を行なうため、御宿町税条例等の一部を改正するものです。

新旧対照表によりご説明いたします。

1ページの第36条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書について、ひとり親家庭への税制措置の変更に伴い、単身児童扶養者の記載が不要となったことから第3号を削除し、前第4号を第3号とする条文の整備をするものです。

第 36 条の 3 の 3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書について、前条と同様、その旨の記載が不要となったことから文言の削除及び第 3 号を削除し、前第 4 号を第 3 号とする条文の整備をするものです。

2 ページ、第 48 条、法人町民税の申告納付について、租税特別措置法の改正に伴い、引用条文の整備を行うものです。

5 ページに続きます、第 54 条、固定資産税の納税義務者等について、第 4 項災害等により所有者が不明で、使用者を所有者とみなし課税する場合には、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならないとする文言の追記、新たに第 5 項を追加し、調査を尽くしても所有者の存在が不明である資産について、使用者がいる場合には、使用者を所有者とみなす規定の整備、前 5 項から 7 項をそれぞれ第 6 項から第 8 項と条文の整備をする他、文言の整備をするものです。

次に、第 61 条、固定資産税の課税標準及び 6 ページ第 61 条の 2、法第 349 条の 3 第 27 項等の条例で定める割合については、地方税法改正に伴う引用条文の整備を行うものです

第 74 条の 3、現所有者の申告については、相続登記等がされていない場合、現所有者に賦課徴収に必要な事項を申告させる規定を新設するものです。

第 75 条、固定資産に係る不申告に関する過料、については、前条の整備に伴う文言の整備をするものです。

7 ページ、第 96 条、たばこ税の課税免除については、新たに第 2 項課税免除の適用に当たって必要な手続の簡素化の規定を追加し、前第 2 項、第 3 項をそれぞれ第 3 項、第 4 項とし、第 3 項は引用条文及び新第 2 項追加に伴う条文の整備を行うものです。

8 ページに続きます、第 98 条、たばこ税の申告納付の手続については、第 96 条第 3 項改正に伴う引用条文の整備を行うものです。

第 131 条、特別土地保有税の納税義務者等については、地方税法改正に伴う引用条文の整備を行うものです。

9 ページに続きます、附則第 6 条、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例、附則第 7 条の 3 の 2、附則第 8 条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例については、記載年度の改元対応を行う整備をするものです。

10 ページ、附則第 10 条読替規定については、文言の整備をするものです。

附則第 10 条の 2、法附則第 15 条の 2 第 2 項第 1 号等の条例で定める割合、わが町特例については、前第 2 号を削除し、前第 3 号から第 13 号をそれぞれ第 2 号から第 12 号に、前第 14

号を削除し、前第 15 号から第 18 号を第 13 号から第 16 号に、次に新たに第 17 号、水力を電気に変換する「特定水力発電設備」の特例率を 4 分の 3 とする条文を追加し、前第 19 号から第 22 号を第 18 号から第 21 号に、前第 23 号を削除し、前第 24 号から第 26 号を第 22 号から第 24 号に、次に新たに第 25 号、「浸水被害軽減地区」に指定された土地の特例率を 3 分の 2 と追加し、前第 27 号を第 26 号に整備する他、地方税法改正に伴う引用条文の整理をするものです。

12 ページ、附則第 10 条の 4、平成 28 年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等については、記載年度の改元対応を行う他、地方税法改正に伴う引用条文の整備をするものです。

13 ページから 16 ページの附則第 11 条の 2、令和元年度又は令和 2 年度における土地の価格の特例、附則第 12 条、土地等に対して課する平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の特例、附則第 13 条、農地に対して課する平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の特例、附則第 15 条、特別土地保有税の課税の特例については、記載年度の改元対応を行う他、文言の整備をするものです。

附則第 17 条の 2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例については、記載年度の改元対応を行う整備をするものです。

17 ページ、附則第 22 条、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等については、記載年度の改元対応を行う他、地方税法改正に伴う引用条文の整備をするものです。

18 ページ、附則第 23 条、個人の町民税の税率の特例については、記載年度の改元対応を行う整備をするものです。

19 ページに続きます第 2 条関係ですが、令和元年条例第 2 号、第 2 条のうち第 24 条、個人の町民税の非課税の範囲の改正規定及び附則第 1 条第 3 号、附則第 3 条について、単身児童扶養者を個人の町民税の非課税措置の対象に加える改正規定を削る等の所要の整備を行うものです。

次に、改正附則第 1 条は、施行日を令和 2 年 4 月 1 日からとするものです。

改正附則第 2 条は、町民税に関する経過措置で、第 1 項、別段の定めがあるものを除き、個人の住民税に関する部分は、令和 2 年度以後の年度分の町民税に適用し、令和元年度分までは従前の例によるものとするもの、第 2 項、第 36 条の 3 の 2、給与所得者、第 3 項、第 36 条の 3 の 3、公的年金受給者に係る改正規定の適用は、この条例の施行日以後に給与・公的年金の

支給を受け提出する申告書について適用するものとするもの。第4項、第48条の改正規定の適用は、この条例の施行日以後に開始する事業年度分の法人の町民税について適用し、施行日前までに開始した事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例によるものとするものです。

19 ページに続きます、改正附則第3条は、固定資産税に関する経過措置で、第1項、別段の定めがあるものを除き、固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税に適用し、令和元年度分までは従前の例によるものとするもの。第2項、第54条第4項、所有者が災害等で不明である場合の適用は、令和3年度以後の年度分の固定資産税に適用し、令和2年度分までは従前の例によるものとするもの。第3項、第54条第5項、探索を行ってもなお所有者が不明である場合の適用は、令和3年度以後の年度分の固定資産税に適用する。第4項、第74条の3の規定は、施行日以後に、現所有者であることを知った者について適用する。第5項、平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された、公共の危害防止のために設置された施設及び設備に対する固定資産税については、なお従前の例によるものとするもの。第6項、平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得した、特定再生可能エネルギー発電設備に対する固定資産税については、なお従前の例によるものとするもの。第7項、平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得した、誘導施設で公共の用に供する家屋及び償却資産に対する固定資産税については、なお従前の例によるものとするもの。

改正附則第4条は、平成27年条例第12号、改正附則第5条は、平成28年条例第23号、改正附則第6条は、平成29年条例第11号、改正附則第7条は、平成30年条例第14号、改正附則第8条は、平成31年条例第12号に係る改正条例における記載年度の改元対応を行う整備をするものです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案につきましては討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第1号は、承認することに決しました。

◎議案第2号の上程、質疑、討論、採決

○議長(土井茂夫君) 日程第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度御宿町一般会計補正予算第1号)を議題といたします。

金井企画財政課長より議案の説明を求めます。

金井企画財政課長。

○企画財政課長(金井亜紀子君) それでは、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度御宿町一般会計補正予算第1号)、ご説明申し上げます。

本案は、本町における新型コロナウイルス感染症緊急対策を実施するにあたり、令和2年度一般会計補正予算第1号について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年4月30日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものです。

予算書の1ページをご覧ください。第1条でございますが、歳入歳出それぞれ919万9千円を追加し、補正後の予算総額を37億9,019万9千円と定めるものでございます。

それでは内容につきまして予算書の事項別明細に沿ってご説明いたします。

6ページをご覧ください。歳入予算です。

15款 国庫支出金、2項 国庫補助金、2目 民生費国庫補助金、2節 児童福祉費補助金の586万4千円は、歳出に計上しております子育て世帯臨時特別給付金事業に係る国庫補助で、新型コロナウイルス感染症緊急対策として、特例給付を除く児童手当受給者に対し、児童1人あたり1万円を全額国の補助で給付するものです。内訳としましては、給付金分として419万円、給付に係る事務費分として167万4千円を計上しております。

20款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金、1節 繰越金の333万5千円は、今般の歳出予算に計上しております新型コロナウイルス感染症対策に要する緊急の需要に対し、令和元年度からの純繰越金を追加し対応するものです。

以上、歳入予算に 919 万 9 千円を追加しております。

8 ページをご覧ください。歳出予算です。

2 款 総務費、1 項 総務管理費、3 目 財産管理費、10 節 需用費の 3 万 5 千円は、役場来庁者用の消毒液や飛沫防護シートなど役場庁舎の感染予防対策に係る消耗品費です。6 目 防災諸費、17 節 備品購入費の 91 万 5 千円は、災害等有事の際の避難所における、マスクや消毒液などの感染予防対策に係る備蓄品の購入費用です。

3 款 民生費、2 項 児童福祉費、1 目 児童福祉総務費の 3 節 職員手当から 18 節 負担金補助及交付金 647 万 4 千円のうち、児童福祉総務事務費の 18 節 負担金補助及交付金の 61 万円につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による町独自の家庭の負担軽減策として、一人親家庭等に対し、児童扶養手当の上乗せ給付を行うものです。残りの 586 万 4 千円は、歳入予算にてご説明いたしました子育て世帯臨時特別給付金に係るもので、3 節 職員手当から 12 節 委託料までの 167 万 4 千円が給付事業に係る事務費で、18 節 負担金補助及交付金の 419 万円が給付金の費用です。3 目 こども園費、10 節 需用費の 4 万 4 千円と、4 目 児童福祉施設費、10 節 需用費の 2 万 3 千円は、こども園及び御宿児童館の感染予防対策に係る消毒液の購入費用です。

4 款 衛生費、1 項 保健衛生費、2 目 予防費、17 節 備品購入費の 13 万 2 千円は、集団検診等における感染予防対策として、非接触型の体温計を購入するものです。

6 款 商工費、1 項 商工費、2 目 商工振興費、18 節 負担金補助及交付金の 135 万 6 千円は、新型コロナウイルス感染症に係る町独自の経営安定化策として、前年中の利子補給対象資金について補給を上乗せするなど、既存の御宿町中小企業振興利子補給制度を拡充するものです。

10 ページをご覧ください。

9 款 教育費、1 項 教育総務費、2 目 事務局費、17 節 備品購入費の 11 万円は、小中学校の感染予防対策に係るマスクの購入費用です。2 項 小学校費、1 目 学校管理費、10 節 需用費の 6 万 4 千円と、3 項 中学校費、1 目 学校管理費、10 節 需用費の 4 万 6 千円は、小中学校用の感染予防対策に係る消毒液やハンドソープなどの購入費用です。

以上、歳出予算に 919 万 9 千円を追加しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより、議案第2号の採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は、挙手願います。

（全員の挙手）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第2号は、承認することに決しました。

◎議案第3号の上程、質疑、討論、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第5 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度御宿町一般会計補正予算第2号）を議題といたします。

金井企画財政課長より議案の説明を求めます。

金井企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） それでは、議案第3号、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度御宿町一般会計補正予算第2号）、ご説明申し上げます。

本案は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、感染拡大防止に留意しつつ簡素な仕組みで迅速かつ的確に家庭への支援を行うための特別定額給付金給付事業を実施するにあたり、令和2年度一般会計補正予算第2号について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年5月7日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものです。

予算書の1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出それぞれ7億5,111万7千円を追加し、補正後の予算総額を45億4,131万6千円と定めるものでございます。

それでは内容につきまして予算書の事項別明細に沿ってご説明いたします。

6ページをご覧ください。歳入予算です。15款 国庫支出金、2項 国庫補助金、1目 総務費国庫補助金、4節 特別定額給付金給付事業費補助金の7億5,111万7千円は、今般の歳出

に計上しております特別定額給付金給付事業に係る国庫補助で、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、国民1人あたり10万円の定額給付金を全額、国の補助で給付するものです。内訳としましては、給付金分として7億3,500万円、給付に係る事務費分として1,611万7千円を計上しております。

以上、歳入予算に7億5,111万7千円を追加しております。

8ページをご覧ください。歳出予算です。

2款 総務費、1項 総務管理費、13目 特別定額給付金の1節 報酬から13節 使用料及賃借料までの1,611万7千円は、歳入予算にてご説明いたしました特別定額給付金給付事業に係る事務費で、18節 負担金補助及交付金の7億3,500万円は特別定額給付金の費用です。

以上、歳出予算に7億5,111万7千円を追加しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより、質疑に入ります。

2番、田中とよ子君。

○2番（田中とよ子君） 2番、田中です。

今ニュースでは、この給付金に関するトラブルが報道されていますけども、御宿では既に申請を受け付けていて、その中で特別問題があるということはないのでしょうか。申請方法は、ナンバーカードによるものとそれぞれ問題が出ているということを知っておりますので、御宿町でそのような事例がないかどうか伺います。

○議長（土井茂夫君） 殿岡総務課長。

○総務課長（殿岡豊君） 特別定額給付金の申請上の問題ということでございますが、まずオンライン申請からご説明させていただきます。オンライン申請につきましては、現在のところ、昨日までの段階でございますが、御宿町では80件のマイナンバーカードを使ったオンライン上の申請がございました。その中で、手続き上の問題点、ニュース等で出ておりますが、どうしてもシステムの都合上、1人の方が複数回申請をしてしまうということが報道されておりますが、御宿町におきましても80件の中で2件ほど、複数の申請が確認されております。また、80件のうち、約1割の方が、パソコンやスマートフォンで写真を撮って本人確認、口座番号のわかるものの写しをデータで送信する関係から、口座番号が確認できないような事例が発生しております。そういった場合につきましては、速やかに返信をさせていただき、再送信をしていただく等の対応はしておりますので、手続きの中で何度かやりとりはあるものの、今の段階で大きな問題になっているようなものはありません。

また、一般の郵便等による問題点でございますが、受取人の関係、例えばDV被害等による世帯主への一括での支給について、例えば個別の受け取りができないのか、というところの取り扱いについてもニュース等で報道されておりますが、こちらについては事前調査が実施されておまして、そういった希望がある方については、5月1日までに申出をすることとなっております。御宿町においての申出の件数は0件ですので、基本的には通常のルールに基づきまして世帯主に支給させていただいております。御宿町においても措置されている方が若干名おりますが、そちらについては住所ごと御宿町へ移ってきておりますので、そういう方については、直接本人のところにお渡しできる体制が整っております。

そのほか、児童福祉施設、お子さんの里親などの関係につきましては、御宿町で該当する児童が3名おります。ただ、こちらについては、入居している施設に住居票上も、同居人という形で家族員として入っておりますので、施設措置している、施設の世帯主に対象となる児童3名分についても、あわせて世帯主の申請で対応しておりますので今のところ問題は発生しておりません。

福祉施設等の関係につきましては、ほとんどの方が住所を持つての施設入居をされておりますので、入所者それぞれが世帯主ということで、直接郵便で発送しておりますので、今のところトラブルには繋がっていないというところではあります。

以上です。

○議長（土井茂夫君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

○議長（土井茂夫君） 本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより、採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は、挙手願います。

（全員の挙手）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第3号は、承認することに決しました。

◎議案第4号の上程、質疑、討論、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第6 議案第4号 令和2年度御宿町一般会計補正予算第3号を議題といたします。

金井企画財政課長より議案の説明を求めます。

金井企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） それでは、議案第4号、令和2年度御宿町一般会計補正予算第3号について、ご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、感染拡大に伴う町独自の蔓延防止対策、並びに緊急に対応すべき夷隅医療圏における医療提供体制の整備について、速やかに対応するための予算措置をお願いするものです。

予算書の1ページをご覧ください。第1条でございますが、歳入歳出それぞれ2,196万円を追加し、補正後の予算総額を45億6,327万6千円と定めるものでございます。

それでは内容につきまして予算書の事項別明細に沿ってご説明いたします。

6ページをご覧ください。歳入予算です。

15款 国庫支出金、2項 国庫補助金、1目 総務費国庫補助金、5節 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の2,711万5千円は、地方公共団体が住民生活支援や緊急経済対策など、地域の実情に応じ幅広く対応できるよう措置された交付金です。

20款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金、1節 繰越金の515万5千円の減額は、先ほど専決処分のご承認をいただきました補正予算第1号にて計上した新型コロナウイルス関連経費について、国の臨時交付金を活用するための財源更正です。

以上、歳入予算に2,196万円を追加しております。

8ページをご覧ください。歳出予算です。

2款 総務費、1項 総務管理費、3目 財産管理費から3款 民生費、2項 児童福祉費、4目 児童福祉施設費までは、補正予算第1号にて計上した新型コロナウイルス関連経費について、地方創生臨時交付金を活用するための財源更正です。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、1目 保健衛生総務費、18節 負担金補助及交付金の378万円は国保国吉病院への負担金で、いすみ医療センターが整備する新型コロナウイルス感染症対策に係る構成市町の負担金です。2目 予防費は、補正予算第1号にて計上した新型コロナウイルス関連経費について、地方創生臨時交付金を活用するための財源更正です。

6 款 商工費、1 項 商工費、2 目 商工振興費、18 節 負担金補助及交付金の 2 千万円は、不特定多数の人の利用が多く見込まれる宿泊業、飲食業、遊漁船業に対して、営業形態の工夫や利用客の制限、営業時間の短縮など町独自の感染症予防対策の要請に協力した事業者に対し、蔓延防止協力金を支給するものです。また、財源内訳として、一般財源 135 万 6 千円を減額しておりますが、補正予算第 1 号にて計上した中小企業振興利子補給上乘せ分について、地方創生臨時交付金との財源更正を合わせて行っております。3 目 観光費、12 節 委託料の 82 万円と 18 節 負担金補助及交付金の 100 万円の減額は、中止の決定したビーチバレーに係る整地委託料及び運営費補助について、それぞれ減額するものです。

9 教育費、1 項 教育総務費、2 目 事務局費から 3 項 中学校費、1 目 学校管理費までは、補正予算第 1 号にて計上した新型コロナウイルス関連経費について、地方創生臨時交付金を活用するための財源更正です。

以上、歳出予算に 2,196 万円を追加しております。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

12 番、滝口一浩君。

○12 番（滝口一浩君） 12 番、滝口です。

予算書の 9 ページ、商工関係事務事業の 2 千万の支出は、今の課長の説明どおり、宿泊、飲食、有漁船の協力金、最大 20 万円×100 件という金額だと思っています。これに関しては、国の持続化補助金は最大で法人 200 万、個人 100 万。県の方は、休業要請が延長になりましたので、10 万円が追加になって、最大 40 万円の援助金が出るわけです。町としてどのような、経済が麻痺しているので、世界的にも日本的にも御宿の経済も相当なダメージを受けている中で何をすべきか。国の町に対する助成金、大体 6,400 万と聞いている中での 2 千万だと思いますが、私も商工会を預かる身でありまして、3 月にいち早く利子補給の 50%を 100%、2 年間に上げてくれという要望を町に対して、無理のない程度といたらおかしいですけど、要望いたしました。確かに、事業者にとって協力金というのは大変ありがたい話であるんですが、問題は、うちの会員さんからも出ています、なぜこの 3 業種に絞り込まれたのかと。これは、町の要請に関わらず、4 月からの県の要請に対して、観光、小売、サービス業はじめ様々な業種が自ら自粛を行っている方々も多いわけです。まして 50%、前年対比で売り上げが 50%落ちるとするのは、代表格は宿泊、飲食なんでしょうけども、ここがストップすると小売、サービ

ス業もこれに引っかかってくる。事実、不動産業者等は完全に落ち込んでいる。こういう状況がある中で、この2千万の支出をするのであれば、早急にという話ではないんですけども、公平性を保つためには、追加として全業種を当てはめねばならないと思います。財源としては、単純に倍はかかってくると予測されますが、これはどうしてもやってもらわないと、ほかの業種の方々は、10人が10人納得しないような状況があります。事務方には、いち早く伝えてあると思うんですけども、その辺のことにに関して、前向きというか確約できるのかこの場で聞きたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） 渡邊産業観光課長。

○産業観光課長（渡邊和弥君） はじめに、3業種に限定したということですが、3業種につきましては、国の緊急事態宣言が5月31日まで延長され、外出自粛の要請が継続されましたが、ゴールデンウィーク中には、感染者が多数発生しているエリアからの車両、また、海岸でのレジャー客など、不特定多数の来町者が多く見かけられました。このようなことから、感染者が複数発生している地域から、観光など、県境を越えての移動を抑えるため、不特定多数を誘客し、滞在させる、集団感染等に起因する、宿泊業、飲食業、遊漁業を協力要請の業種とさせていただいたところでございます。

また、追加の支援ということですが、町内事業の中には、感染拡大防止のため、自主的な取り組みをして、営業の自粛や時間短縮などに協力いただいていることも承知しております。外出自粛などの経済活動の縮小は、観光業をはじめ関連事業者を含め、おおくの事業者の皆様の経営に大きな影響を及ぼしていることから、今後、事業者の皆様への支援として、各方面からご意見をいただいて支援策を検討していきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） 12番、滝口一浩君。

○12番（滝口一浩君） 12番、滝口です。

検討では納得できません。町長の見解をお示してください。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 何ゆえに3業種に絞ったかということですが、今説明がございましたが、宿泊業あるいは飲食業、遊漁船業、感染者が多数見受けられるエリア、一口に言って都市部という表現を使わせていただきますが、こういうところから、やはり大勢の不特定多数の方がみえたときに、今申し上げた3業種については、非常に感染率が高いというのは、私は一般的な判断ではないかと思えます。そういう中で、感染した場合は非常に町民に不幸を

及ぼす可能性が高いということで、この3業種に、休業協力の要請はじめ、営業形態を工夫してください、ということでした。

そういう中で、今滝口議員さんが仰いました、確かにですね、全業種、いろいろな面で何らかの影響が出ております。それは私も十分に認識しております。それらの対応は今後いたしていきたいと思っておりますが、同規模という点につきましては、財源の面もありますので、そして、今なぜ20万ということを出させていただいたかという、今申し上げました感染率が高い、感染力が高い、それによって非常に危険性があるという意味で、とりあえずこの3点だけ、広まっては困りますから、ということで対応させていただいた。この3業種が協力をしていただいたお陰でといいますか、関係ですね、やはり、色々な小売業さんとか影響が出ておりますけど、そういう方々におきましては今後検討してですね、対応させていただきたいと思っております。

○議長（土井茂夫君） 12番、滝口一浩君。

○12番（滝口一浩君） 12番、滝口です。

この3業種が悪いと言っているわけではないんです。ただ、今の流れから言って、感染率の一番の危険なところは多分スーパー、コンビニ、相当な数があります。では、そういう業種はどうなっているのかということと、県の要請で、少なくともオンラインをはじめ、支援金の交付が既に入っている方たちもいます。それは結構、売り上げ50%以下、相当な自粛要請と。少なくとも、そこを通っている方たちは、この方たちと同等のものが必要になると思います。あとは、20%とか30%という方たちは引っかかかっていません。すべての業種において。その方たちは、自治体において、様々な支援があります。それを後の2千万のほかにある程度の国からの交付がありますので、子育て世代、あとは一番の目的はコロナに対する弱者救済だとか、リストラだとか、サラリーマン家庭にもこれは言えることなので、その辺の策はきちんと前向きに、財源のことがあると仰いましたけども、財源が厳しい中でのこの20万円の給付をやれるわけなので、同等と考えてやっていかないと、完全に公平性を欠けると申し上げておきたいと思っておりますし、私も商工業者の1人として、基本は事業者として、我々はお金をもらうために働いているわけではなくて、町に我々は何ができるのかということが基本なわけで、町が我々に何をしてくれるのかは、言葉は悪いですけどおまけみたいなものなので、これは自分が選んだ道なので、自己責任なんです。ただ、今回は10年に一度か50年に一度かはわかりませんが、史上最大の大恐慌がこれから予測されます。自分の道は自分で守るのが当然だと思いますけども、やはりすべての、商業をはじめ工業だけではなく、一般のサラリーマンの方たちとか、

一般の住民に対しても納得の行く施策での支援を頭に入れていただければと思います。

以上です。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ありませんか。

2番、田中とよ子君。

○2番（田中とよ子君） 2番、田中です。

1点だけお伺いします。

5月5日に、千葉県感染症対策本部から県民宛に外出自粛要請ですとか、事業者に対する感染症予防のための継続依頼があったんですけど、町はそれに対し、すぐに対応してくれました。協力金支給に反対するものではありませんが、どうして要請期間が5月9日から24日なのか。31日まで出ているのに、1週間繰り上げたのは何か意味があるのかなということで、お伺いしたいと思います。

○議長（土井茂夫君） 渡邊産業観光課長。

○産業観光課長（渡邊和弥君） 2週間という期間の設定ということでございますが、新型コロナウイルスの潜伏期間につきましては、他の新型コロナウイルスの状況から2週間程度と言われております。このような中、ゴールデンウィーク中に感染し、自粛ゆるみが生じる約2週間をですね、感染症対策の重要な期間と考え、5月9日から24日の日曜日までを、町独自の蔓延防止対策期間とさせていただいたところでございます。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ありませんか。

2番、田中とよ子君。

○2番（田中とよ子君） 2番、田中です。

追加なんですけど、まだ期間があるわけですよね。途中で解除される、ニュースで関西方面は今日解除されるかもしれない、千葉県は今月いっぱいまで継続かもしれない。ではどうして途中で。感染の可能性は消えてないんで解除されないと思うんですね。それについて、特に答えはいいんですけど、設定の仕方について、慎重に考えていただきたいなと思います。

○議長（土井茂夫君） 渡邊産業観光課長。

○産業観光課長（渡邊和弥君） 議員が仰るように、期間が5月31日までということで、緊急事態宣言が出されております。そういったことを踏まえまして、今後、慎重に検討していきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村昭彦君。

○11 番（北村昭彦君） 11 番、北村です。

前段の質問者、滝口議員の質問に関連なんですが、3業種に対する支援ということで質問がありました。その中で、国からの支援が6,400万、全体ある枠の中で今回2千万、まずは、というニュアンスも、町長からの誤答弁にもあったと思いますが、残りの部分の検討について、ある一定の計画を国に出して、というお話も伝え聞いておりますけれども、その辺の検討状況、追加の支援ということもお話がありましたけれども、その辺についての状況を、今わかる範囲で結構ですので、ご説明をお願いします。

○議長（土井茂夫君） 金井企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） 地方創生臨時交付金の使用用途、計画はというご質問でございますが、この後予定されております全員協議会で、詳細についてご説明させていただきますが、大きく3つの項目に分けて、6,445万2千円を有効に活用できるように、関係各課と協議をいたしまして、現時点での計画は策定いたしましたので、詳細については全員協議会でご説明させていただくということによろしいでしょうか。

○議長（土井茂夫君） 11番、北村昭彦君。

○11 番（北村昭彦君） 3つの項目、大項目だけでもお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（土井茂夫君） 金井企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） 大きな項目を3つに区分しましたので、それについてご説明させていただきます。

1つ目の給付区分といたしまして、感染拡大防止及び医療提供体制の整備対策ということで、詳細に分けると4つの区分があるのですが、そちらが総額2,521万9千円を配当する予定でございます。2つ目の、住民生活の支援及び地域経済対策として、3つの区分に分けておりますが、そちらの合計が1,234万4千円の配当を計画してございます。3つ目といたしまして、住民生活及び地域経済回復対策として、こちらはこれからのことなので、今のところ2つの区分に分けてございますが、2,688万9千円の配当を予定してございます。

3つを合計いたしまして、6,445万2千円になるということでございます。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑、11番、北村昭彦君。

○11 番（北村昭彦君） ありがとうございます。

やはり全体の枠がある中での今回、先出しでの3業種2千万ということで、緊急性があったというご判断だったかと思いますが、瀧口議員からのご質問にもあったとおり、最初に枠が決まっていて、それをどう割り振るかというところが判断が難しいところだったと思います。

今お話にあった、これから、一旦収まった後ということも大事だ、でも今すぐ手を差し伸べていかなければならないところも大事だ、子育て支援の方も色々ある中での難しいところだからこそ、本来であれば全体の、大雑把でもよかったんですけども、ある程度の配分をご説明いただいた上での今回のこの議決ができたなら我々としてもありがたかったかなということだけ申し述べておきたいと思います。

以上です。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

○議長（土井茂夫君） 本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより、採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は、挙手願います。

（全員の挙手）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決することに決しました。

◎閉会の宣言

○議長（土井茂夫君） 以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

ここで、石田町長より挨拶があります。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 令和2年第2回臨時会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

この度の臨時会におきましては、4議案についてご審議いただきましたが、議員の皆様方のご理解によりましてご決定いただき、閉会の運びとなりました。ありがとうございました。

ご承認いただきました予算につきましては、スピード感を持って遅滞なく事務を進めてまいりますと存じます。

これから、一層暑い日が続きます。議員の皆様方におかれましては、健康には十分ご留意くださいますようお願い申し上げ、閉会にあたってのごあいさつとさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

○議長（土井茂夫君） 議員各位には、慎重審議いただき、ありがとうございました。また議会運営につきまして、ご理解とご協力をいただきまして、ありがとうございました。

以上で、令和2年御宿町議会第2回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時42分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員